

改正案

現行

（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）
 第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。
 一・二 （略）
 三 次に掲げる有価証券につき空売り（令第二十六条の三第一項に規定する空売りをいう。以下同じ。）を行う取引
 イ （略）
 ロ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び第八号ニに規定する交換社債券を除く。）
 ハ （略）
 四 証券取引所の会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下同じ。）が当該証券取引所に上場されている有価証券（外国法人の発行する証券で法第二条第一項第六号に掲げる株券の性質を有するもの及び同項第七号の二に掲げる外国投資証券に限る。）につき自己の計算による空売りをを行う取引のうち、外国有価証券市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付けを行う取引であつて、次に掲げるもの
 イ・ロ （略）
 四の二〜七 （略）
 八 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
 イ・ロ （略）
 ハ （削る）
 ニ・ホ （略）
 ホ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式に係る株券（以下「取得請求権付株券」という。）
 九 有価証券の発行者が会社法第二十九条第十九号に規定する取得条項付株式に係る株券（次条第八号において「取得条項付株券」という。）に付与された権利を行使した場合に、当該

（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）
 第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。
 一・二 （略）
 三 次に掲げる有価証券につき空売り（令第二十六条の三第一項に規定する空売りをいう。以下同じ。）を行う取引
 イ （略）
 ロ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び第八号ホに規定する交換社債券を除く。）
 ハ （略）
 四 証券取引所の会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下同じ。）が当該証券取引所に上場されている有価証券（外国法人の発行する証券で法第二条第一項第六号に掲げる株券の性質を有するもの及び同条第七号の二に掲げる外国投資証券に限る。）につき自己の計算による空売りをを行う取引のうち、外国有価証券市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付けを行う取引であつて、次に掲げるもの
 イ・ロ （略）
 四の二〜七 （略）
 八 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
 イ・ロ （略）
 ハ 新株引受権証書
 ニ・ホ （略）
 へ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十二条の三に規定する転換予約権付株式に係る株券（次条第七号において「転換予約権付株券」という。）
 （新設）

権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十 社債券（外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含み、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。）を除く。）であつて、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した株券（次条第九号において「対象株券」という。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（次条第九号において「他社株券償還特約付社債券」という。）について、当該社債券が当該株券により償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十一 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券（法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいう。以下この号において同じ。）に係る優先出資の分割、第十五号に規定する受益証券に係る受益権の分割及び投資証券（法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券をいう。以下この号及び第十六号において同じ。）に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て、合併又は会社分割を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併又は会社分割により割り当てられた株式、優先出資、第十五号に規定する受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二（略）

第二条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一（略）

七 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ（略）

（削る）

ハ・ニ（略）

ホ 取得請求権付株券

八 有価証券の発行者が取得条項付株券に付与された権利を行使した場合に、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売

九 社債券（外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含み、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。）を除く。）であつて、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した株券（次条第八号において「対象株券」という。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（次条第八号において「他社株券償還特約付社債券」という。）について、当該社債券が当該株券により償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券（法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいう。以下この号において同じ。）に係る優先出資の分割、第十四号に規定する受益証券に係る受益権の分割及び投資証券（法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、合併又は会社分割を行う場合において、当該株式分割等、合併又は会社分割により割り当てられた株式、優先出資、第十四号に規定する受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十一（略）

第二条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一（略）

七 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ（略）

ハ 新株引受権証書

ニ・ホ（略）

ヘ 転換予約権付株券

（新設）

付けを行う取引

九 (略)

十 株券の発行者が株式分割、株式無償割当て、合併又は会社分割を行う場合において、当該株式分割、株式無償割当て、合併又は会社分割により割り当てられた株式の数量の範囲内で当該株式と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十一 十三 (略)

(空売りをを行う場合の価格制限の適用除外)

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(削る)

ハ・ニ (略)

ホ 取得請求権付株券

五 次に掲げる有価証券の買付け(当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。)の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(削る)

ハ・ニ (略)

ホ 取得請求権付株券

六 十八 (略)

第四条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

八 (略)

九 株券の発行者が株式分割、合併又は会社分割を行う場合において、当該株式分割、合併又は会社分割により割り当てられた株式の数量の範囲内で当該株式と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十 十二 (略)

(空売りをを行う場合の価格制限の適用除外)

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ 新株引受権証書

ニ・ホ (略)

(新設)

五 次に掲げる有価証券の買付け(当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。)の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ 新株引受権証書

ニ・ホ (略)

(新設)

六 十八 (略)

第四条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(削る)

ハ・ニ (略)

ホ 取得請求権付株券

五 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

(削る)

ハ・ニ (略)

ホ 取得請求権付株券

六〇八 (略)

四 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ 新株引受権証書

ニ・ホ (略)

(新設)

五 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ・ロ (略)

ハ 新株引受権証書

ニ・ホ (略)

(新設)

六〇八 (略)